

# 電子計算処理業務要求水準書

令和8年4月1日から令和13年3月31日

本庄市上下水道部

## I 一般事項

### 1 目的

本水準書は、発注者が受注者に委託する電子計算処理業務（以下「電算業務」という。）について、水準となる必要な事項を定める。

### 2 執行場所

電算業務は、原則として情報セキュリティ対策（24時間365日監視体制）及び災害対策を講じたデータセンター等で行わなければならない。

### 3 電子計算処理システムの稼働時間

電子計算処理システム（以下「電算システム」という。）は、オンライン運用とし、保守等でやむを得ない時を除き、原則として、24時間365日の稼働が可能とすること。

### 4 電子計算処理スケジュール

電算業務の実施にあたっては、毎月、電子計算処理スケジュール（以下「スケジュール」という。）を作成し、発注者の指定する期日までに発注者に提出すること。

### 5 セキュリティ対策

- (1) 電算システムは、外部アクセス対策及びウィルス対策を十分に講じるとともに、ネットワーク内の通信データ及び検針機器データについては暗号化などのセキュリティ対策を講じ、万全を期すこと。
- (2) 受注者は、情報セキュリティ実施手順書を作成し、発注者に提出すること。また、実施手順が遵守されるよう業務従事者に対し、十分な研修を実施すること。
- (3) 受注者は、業務従事者によるハッキング等の違法行為がないよう管理監督を徹底しなければならない。

### 6 履行業務

- (1) 受注者は、自己の責任と負担により、上下水道部水道課営業業務及び電算業務（以下「委託業務」という。）に係る検針機器及び電算システムを用意し、システム構築、運用管理の準備、運用要員の確保及び研修等、並びに発注者に対する説明を行い、委託業務の円滑な履行のために遺漏のないよう努めなければならない。
- (2) 受注者は、本水準書に明示されていない事項でも業務の性質上必要なものは、自らの責任と負担において履行しなければならない。

### 7 物件撤去に要する経費負担

委託業務の契約期間が終了した後に発注者と受注者との間で契約が更新されなかったとき、又は委託業務の契約が解除されたときは、物件の撤去に要する経費は、全て受注者の負担とする。

## II 電算業務の内容

### 1 電算業務の概要

#### (1) 電算システム構築業務

- ① システム設計
- ② システム開発及び改造
- ③ システム環境設定
- ④ システム検証（テスト稼働）
- ⑤ システム仕様書及び資料の作成並びに提出

#### (2) 電算システム維持管理業務

- ① 電算システムの維持管理
- ② ウィルス対策の実施
- ③ システム・ログの取得及び検査
- ④ システム障害への対応（復旧作業）

#### (3) 電子計算処理業務

- ① スケジュールの作成及び処理
- ② 日次、月次及び年次の処理
- ③ 大量印刷処理及び圧着加工処理
- ④ 日次、月次及び年次の集計表及び報告書等の作成
- ⑤ 成果品の確認作業

#### (4) システムデータ及び帳票管理業務

- ① システムデータ等の管理
- ② 帳票の保管及び管理
- ③ システムデータのバックアップ作業並びに保管及び管理

#### (5) 支援業務

- ① 電算システム操作説明書類等の作成及び提出
- ② 業務に係るQ&A対応
- ③ 発注者に対する電算システム操作研修の実施
- ④ 業務改善等の提案

### 2 個別業務に関する事項

#### (1) 検針業務に関する電算処理

- ① 検針予定データの作成は、スケジュールに基づき処理すること。
- ② 検針機器で実施した検針済データの回収は、スケジュールに基づき処理すること。

#### (2) 調定請求業務に関する電算処理

- ① 仮調定及び本調定は、スケジュールに基づき処理すること。
- ② 納入通知書は消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）に対応したものとするとともに、大量出力及び圧着加工は、スケジュールに基づきアウトソーシングにて処理すること（営業所内は不可とする）。ただし、納入通知書の随時発行や再発行については営業所内で行うため、圧着加工をしない。
- ③ 金融機関への口座振替データの作成は、スケジュールに基づき処理すること。
- ④ 口座振替データは、金融機関ごとに端末にデータ保存できること（本市では口座振替は、データ伝送により金融機関に送付している）。

- (3) 収納業務に関する電算処理
  - ① コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納（以下「コンビニ収納等」という。）の速報データは、毎営業日処理すること。
  - ② コンビニ収納等の確報データは、スケジュールに基づき処理すること。
  - ③ 入金処理は、その都度処理すること。
  - ④ 口座振替は、スケジュールに基づき処理すること。
  - ⑤ 口座振替不能分の再振替処理は、スケジュールに基づき処理すること。
  - ⑥ 入金日計・収納状況集計処理は、毎営業日処理すること。
- (4) 滞納整理業務に関する電算処理
  - ① 督促状の一括出力及び圧着加工は、スケジュールに基づきアウトソーシングにて処理すること（営業所内は不可とする）。
  - ② 給水停止予告通知書及び給水停止事前通知の出力は、スケジュールに基づき処理すること。
  - ③ 給水停止処理は、スケジュールに基づき処理すること。
- (5) 精算業務に関する電算処理
  - ① 精算検針予定データの作成は、その都度、事前に処理すること。
  - ② 精算検針済データの回収は、その都度、速やかに処理すること。
  - ③ 精算に伴う納入通知書の出力は、その都度処理できること。
  - ④ 精算に伴う口座振替データの作成は、スケジュールに基づき処理すること。
- (6) 受付業務に関する電算処理
  - ① システムデータ等の更新及びチェックは、その都度処理すること。
- (7) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に関する電算処理
  - ① 認定使用水量、汚水排除量及び施設利用者数の入力は、その都度処理すること。
- (8) メーター交換関連業務に関する電算処理
  - ① メーター交換施工票の入力は、その都度処理すること。
  - ② 検定期間満了に伴う交換対象メーター抽出及びお知らせはがきの出力は、スケジュールに基づき処理すること。
  - ③ 検定期間満了に伴うメーター交換後データの更新及びチェックは、その都度処理すること。
- (9) 不納欠損準備業務に関する電算処理
  - ① 不納欠損処理は、スケジュールに基づき処理すること。
- (10) 統計業務に関する電算処理
  - ① 月次統計処理は、スケジュールに基づき処理すること。
  - ② 年次統計処理は、スケジュールに基づき処理すること。
- (11) その他、上記各号に附帯する電算処理を行うこと。

### 3 帳票及び資料の作成

前項の電算業務にあたり次に掲げる業務に附随する帳票及び資料を作成するものとする。

- (1) 検針業務
- (2) 調定請求業務
- (3) 収納業務
- (4) 滞納整理業務
- (5) 精算業務

- (6) 受付業務
- (7) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料関連業務
- (8) メーター交換関連業務
- (9) 不納欠損準備業務
- (10) 統計業務
- (11) その他、業務に必要とする帳票及び資料

#### 4 その他の事項

- (1) 電算システム及び機器等について知識を有する主任技術者を選任し、システム等のQ&Aに対応するとともに、緊急を要するシステム機能追加作業等に支障がないように準備すること。なお、主任技術者は窓口・料金収納等業務委託仕様書に定める業務従事者の中から選任することができるものとする。
- (2) バックアップデータの保管先は、原則として自然災害を被る可能性が低い地域とし、発注者に文書により報告すること。

### Ⅲ システムの構築

#### 1 システム構築責任者

受注者は、業務着手前にシステム構築責任者を選任し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。また、システム構築責任者は、システム構築の十分な実務経験を有するものとする。

#### 2 システム構築作業計画書

- (1) 受注者は、電算システムを構築するにあたり、システム構築作業計画書（以下「作業計画書」という。）を作成し、発注者の承認を受けること。
- (2) 作業計画書については、委託業務の目的が達成できるよう本水準書に記載のない事項についても想定し、綿密に作成すること。

#### 3 システム構築期間

- (1) 電算システムは、令和8年4月1日に本稼働できるよう構築を完了していること。
- (2) 電算システムは、本稼働の前2ヶ月以上をテスト稼働期間とすること。なお、テスト稼働を行う作業場所等については、作業計画書に基づき両者協議のうえ決定するものとする。

#### 4 システム仕様書等

受注者は、電算システムの仕様書、操作説明書類等を作成し、発注者に提出すること。また、これらの書類については、電算システム稼働後も常に最新の状態に整備し、変更があったときは、速やかに発注者に提出すること。

#### 5 データの移行

- (1) 発注者の現行の電算システムのデータを漏れなく移行し、電算システムの移行後に委託業務及び使用者等に支障が生じないようにすること。
- (2) データの移行にあたり、外字については、正字化又は片仮名対応等、両者協議のうえ対応すること。
- (3) データの移行にあたっては、データ変換等について、両者協議のうえ行うこととし、受

注者は、十分にテストすること。

## 6 システム要求項目

### (1) システム構築の基本的な考え方

- ① システム構築にあたっては、業務の効率化、広域連携を見据えて、水道情報活用システムに準拠した LGWAN-ASP を採用すること。
- ② 本市で利用している LGWAN 系のネットワーク及び LGWAN 系のクライアント端末を利用して、効率的に環境整備すること。
- ③ システムダウンやデータ消失等のトラブルを未然に回避できるシステムとすること。
- ④ 将来の法令の改正、制度の新設及び見直し等に伴うシステムの拡張、改修等に対応できるよう拡張性、柔軟性を有したシステム構築に努めること。

### (2) 基本事項

電算システムは、水栓情報をもとに検針情報、認定情報、収納情報、未収金情報等を一元管理できるものとし、次に掲げる事項に対応すること。また、水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業のそれぞれの業務特性及び法令等に配慮し、両者の特性を十分に勘案したものとすること。

- ア 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に対応していること。
- イ 公共料金等代理収納（GS1-128）に対応していること。
- ウ システムを円滑に運営するうえで、最良なOS（オペレーティングシステム）及びデータベースで動作すること。
- エ LGWAN 系のクライアント端末は、インターネット接続（閲覧、メール送受信）はできないため、業務上インターネット接続が必要な場合は、単独のインターネット回線とパソコンを用意すること。
- オ 発注者の職員及び業務従事者単位で使用制限を設定することができること。
- カ 変更履歴について、その処理内容、処理日及び処理者を発注者の職員が利用する LGWAN 系のクライアント端末上で確認することができること。
- キ 操作画面は、GUI（グラフィック・ユーザー・インターフェイス）メニュー選択等の採用により、簡単に操作でき、初心者でも短期研修で操作することができること。
- ク 画面展開においては、業務の流れに応じ必要な複数の処理画面を残しておくことができ、前の画面等を再度検索することなく参照することができること。
- ケ 受注者は、委託業務に関連する帳票を有するときは、両者協議のうえ、その帳票をベースとしても差し支えないものとする。ただし、本庄市水道事業給水条例等に定められている様式は除くものとする。
- コ 発注者の現行システムで作成された納入通知書のバーコード消し込み処理が行えること。また、バーコードリーダー等の機器が必要となる場合は、これを用意すること。

### (3) ハードウェア

#### ① サーバ等

- ア 委託業務に係るデータを業務全体にわたり、安全かつ安定的に処理できること。  
なお、調定年度は平成6年度より保有している。
- イ サーバ機器やネットワーク機器は、電源の二重化を考慮すること。ストレージの本番環境は RAID 等により冗長化することにより、障害耐性の向上を図り、一部の機器に故障等の障害が発生した場合においても、速やかにその事実を認知できるよう必要な対策を行うこと。

ウ サーバのハードウェア障害に迅速に対応するため、予備のサーバ（バックアップサーバ）等を用意すること。

エ 停電、落雷等におけるシステム障害を回避するため、安全にシャットダウンできる無停電電源装置を備えた構成であること。

オ 納付書（圧着はがき）、督促状（圧着はがき）等の大量印刷は、営業所で作業せず、アウトソーシング対応が可能であること。

② クライアント端末及びプリンタ

ア 受注者に貸与する LGWAN 系のクライアント端末は下表のとおりとする。帳票等の出力に必要なプリンタは受注者が準備し、設置、設定及び LGWAN 系のクライアント端末へのドライバのインストール等については情報システム課と協議すること。

クライアント端末		
メーカー名	DELL	富士通
型式	Latitude 5350 XCT0 Base	LIFEBOOK A5512/KX
OS	Windows 11 Pro	Windows 11 Pro
Office ソフト	Microsoft 365	Microsoft 365
CPU	Intel Core Ultra i5-125U	Intel Core i5-1235U
メモリ	16G	16G
ブラウザ	Microsoft Edge	Microsoft Edge

イ 業務従事者に加えて発注者の職員が電算システムを利用するためのライセンス等を用意すること。発注者の職員が使用する LGWAN 系のクライアント端末の配置場所、台数、職員数は、下表のとおりとする。

配置場所の名称	クライアント端末	職員
水道課	4 台	4 人
下水道課	3 台	3 人

③ 検針機器は、委託業務の円滑な履行に必要な十分な台数を用意すること。

④ その他、必要な機器（バーコードリーダー等）を用意すること。

## 7 個別業務要求項目

### A 検針業務に関する事項

#### (1) 検針処理

- ① 検針データを容易に作成することができること。
- ② 検針機器へのデータ転送及び受信が容易にできること。
- ③ 検針機器から検針済データが受信できること。
- ④ 検針結果の一覧表、異常水量の一覧表等の帳票出力ができること。
- ⑤ 検針データの訂正及び料金更正ができること。
- ⑥ 別途送付用使用水量等のお知らせが出力できること。
- ⑦ 受注者に貸与する LGWAN 系のクライアント端末からも「使用水量等のお知らせ」（以下「検針票」という。）が出力できること。

### B 調定請求業務に関する事項

(1) 調定処理

- ① 納入通知書の出力（単票印刷）ができること。
- ② 納入通知書が、送付先単位でも出力できること。
- ③ 納入通知書の発行及び再発行ができ、発行日・納入期限の履歴管理ができること。
- ④ 口座振替依頼データの作成ができること。
- ⑤ 調定更正が、現年度及び過年度でできること。
- ⑥ 減額処理ができること。
- ⑦ 減額一覧表が作成できること。
- ⑧ 使用者情報処理は、全ての項目修正ができること。
- ⑨ 使用者状況等により調定処理ができること。
- ⑩ 調定一覧表及び認定一覧表が作成できること。
- ⑪ 月次の調定集計帳票として、統計用途（一般用、工場用、官公庁、その他）ごとの調定件数、有収水量、調定額及び消費税が把握できる帳票が作成できること
- ⑫ 月次の調定集計帳票として、口径ごとの調定件数、有収水量、調定額及び消費税が把握できる帳票が作成できること。
- ⑬ 大口使用者一覧表が作成できること。ただし、水道料金は消費税を含む集計と含まない集計ができること。

C 収納業務に関する事項

(1) 収納消し込み処理

- ① コンビニ収納等に係る消し込み処理を行うこと。また、新たな収納方法を導入した場合も同様とする。
- ② 二重消し込み及び調定額を超える消し込み額については、過誤納処理が同時に行えること。

(2) 過誤納処理

- ① 還付及び充当処理が画面で入力でき、当該通知書等が出力できること。
- ② 還付及び充当情報（発生日、対象金額、連絡日等）が画面で照会できること。
- ③ 還付及び充当した件数及び金額が管理できること。

(3) 口座振替処理

- ① 口座振替データの受け渡しができること。
- ② 再振替ができること。
- ③ 口座振替、口座振替済、口座振替不能及び再振替についての通知書等及び帳票が出力できること。
- ④ 口座振替分の領収書の発行及び発行履歴の管理ができること。
- ⑤ 処理件数等の帳票出力ができること。

(4) 分納処理

- ① 分納の納入通知書が出力できること。
- ② 分納情報が画面で照会できること。
- ③ 処理件数等の帳票出力ができること。

D 滞納整理業務に関する事項

(1) 督促等処理

- ① 督促状及び給水停止予告通知書の出力ができること。
- ② 発行履歴が管理でき、画面で照会ができること。



③ 発行件数等の帳票出力ができること。

(2) 給水停止処理

- ① 給水停止予告通知書、給水停止事前通知書及び給水停止執行通知書の出力ができること。
- ② 月例処理以外でも給水停止予告通知書、給水停止事前通知書及び給水停止執行通知書の発行ができること。
- ③ 誓約書等による給水停止対象者（休止栓に係る未納）に対する給水停止予告通知書、給水停止事前通知書及び給水停止執行通知書の発行ができること。
- ④ 発行履歴が管理でき、画面で照会ができること。
- ⑤ 発行件数等の帳票出力ができること。

(3) 滞納管理処理

- ① 滞納整理対象者一覧表等の参照及び帳票の作成ができること。
- ② 支払督促等に関する手続全般の管理及び出力ができること。
- ③ 給水停止解除者の管理及び出力ができること。
- ④ 滞納整理の訪問記録や交渉記録が登録でき、照会できること。
- ⑤ 日付別で管理し、一覧等、帳票の出力ができること。

E 精算業務に関する事項

(1) 精算処理

- ① 日付別で管理し、一覧等、帳票の出力ができること。
- ② 精算処理は、他業務の関連処理と同様とする。

F 受付業務に関する事項

(1) 開栓処理

- ① 新規の登録ができること。
- ② 電話等での開栓受付が、画面を見ながら容易にできること。
- ③ 開栓予約等の予約管理及び帳票出力ができること。
- ④ 件数等の集計表が作成できること。
- ⑤ 使用者情報に統計用途（一般用、工場用、官公庁、その他等）が設定できること。

(2) 閉栓処理

- ① 閉栓理由、納付区分、転居先等の情報入力ができること。
- ② 電話等での閉栓受付が、画面を見ながら容易にできること。
- ③ 閉栓予約等の予約管理及び帳票出力ができること。
- ④ 件数等の集計表が作成ができること。

(3) 再開栓処理

- ① 再開栓に必要な水栓情報を、旧使用者等から新使用者等に引き継ぐことができること。
- ② 電話等での再開栓受付が、画面を見ながら容易にできること。
- ③ 再開栓予約等の予約管理及び帳票出力ができること。
- ④ 件数等の集計表が作成できること。

(4) 検索処理

- ① 複数検索条件の指定ができること。
- ② 調定情報は、過去5年間分及び時効中断分（10年分）が確認できること。
- ③ 収納情報は、過去5年間分及び時効中断分（10年分）が確認できること。

④ 過誤納は、還付情報及び充当情報が詳細に確認できること。

⑤ 利用者情報等の展開が、速やかにできること。

(5) 異動処理

① 異動処理を行うための専用画面が用意されていること。

② 異動前の情報が画面等で確認できること。

(6) 納入通知書発行処理

① 端末機で納入通知書等が容易に出力できること。

② 発行件数等の帳票作成ができること。

## G 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に関する事項

(1) 下水道処理

① 下水道情報の異動処理ができること。

② 水道使用量及び汚水排除量等が個別のデータとして管理できること。

③ 下水道単独利用者等についても、異動処理及び使用料計算ができること。

④ 農業集落排水処理施設使用料について、情報（世帯、人数等）の異動処理及び使用料計算ができること。

## H メーター交換業務に関する事項

(1) メーター交換処理

① メーター情報の異動処理ができること。

② 検定期間満了メーターの交換に係るデータ及び一覧の出力ができること。

③ 検定期間満了メーターの交換に係るお知らせはがきの出力ができること。

④ メーター交換の履歴情報の管理ができること。

## I 不納欠損準備業務に関する事項

(1) 不納欠損処理

① 不納欠損処理ができること。

② 欠損予定、欠損確定者の一覧を年及び調定月等の範囲指定で出力できること。

## J 統計業務に関する事項

(1) 統計処理

① 各種統計資料を作成できること。

② 統計データをテキスト形式及びCSV形式により随時出力できること。

## K その他

(1) その他機能

① 水道料金等証明書等の作成ができること。

② 口座振替申込書の作成ができること。

③ 利用者等の特記事項を登録及び照会ができること。

④ 通常の帳票及び一覧以外にも容易にデータを取り出し、表計算ソフト等で加工ができること。

⑤ 料金改定等に伴うマスターデータ変更や改定シミュレーション等ができること。

⑥ 金融機関の合併等による利用者情報の変更新データの作成及び更新ができること。

⑦ 町名地番変更等に伴う水栓所在地等住所の変更新データの作成及び更新ができること。

と。

- ⑧ 発注者が所有する給水装置管理システム（マッピング）と容易にデータの同期がとれること。
- ⑨ データを日々バックアップすることができ、故障時にはリロードして運用できること。
- ⑩ 調定及び収納に関するデータについて、本庄市が使用する公営企業会計システムへの連携用データが作成できること。
- ⑪ 消費税及び消費税率改定に伴う税率の変更ができること。

## （2）システムの拡張性

- ① 保守、修正、機能追加等が容易にできる工夫が施されていること。
- ② 発注者が指定する帳票、各種統計資料等の作成及び変更等、プログラム改修等を随時行える体制を保持すること。

## 8 検針機器要求項目

- （1）電算システムのデータを容易に参照できること。
- （2）第三者が照会及び改ざんできないように、データは全て暗号化されていること。
- （3）特定の使用者等を検針地区、水栓番号、メーター番号等の複数の方法により検索が可能なこと。
- （4）検針票はインボイス制度に対応したものとするとともに、口座振替領収書の出力が可能であること。
- （5）検針票に、使用者等への通知等を自由に出力することができること。
- （6）検針データの作成及び検針済データの吸い上げについては、複数かつ同時に実行できること。
- （7）検針機器の機能については、仕様書等に定めた業務を漏れなく、かつ滞りなく処理できることを基本とし、両者協議のうえ、詳細な仕様を作成し、開発を行うものとする。

## IV その他

### 1 進捗管理及び報告

システム構築の進捗管理は、受注者の責任において行うものとし、本稼働までの間、受注者は発注者の要請により随時、進捗状況を報告しなければならない。

### 2 協議事項

- （1）本水準書に定めのない事項については、両者協議のうえ決定するものとする。ただし、特別な理由又は緊急を要する場合は、発注者の指示によるものとする。
- （2）システム構築については、両者協議し、本稼働開始までに対応できるようにするものとする。

## 会計システム連携データ仕様書

### ■会計システム連携データ（調定）

ファイル名：会計連携調定データ.csv

データ抽出項目及びファイル定義は以下のとおり。

項目名	属性	最大桁数	備考
調定年度	9	4	
調定年月	9	6	
調定件数	9	10	
調定金額	9	12	
内消費税調定額	9	12	
作成日	9	8	
消費税率	9	2	

※属性 9:数字項目

### ■会計システム連携データ（収納）

ファイル名：会計連携徴収実績データ.csv

データ抽出項目及びファイル定義は以下のとおり。

項目名	属性	最大桁数	備考
上下水区分	X	1	
収納日	9	8	
調定年月	9	6	
収納件数	9	10	収納日・調定年月毎の収納件数
収納金額	9	12	
内消費税収納額	9	12	
作成日	9	8	
消費税率	9	2	

※属性 9:数字項目, X:文字項目

※現在はこの仕様ですが、令和7年10月1日以降に公営企業会計システムが変更となる可能性があります。

給配水管施設管理用データ仕様書

■給配水管施設管理用データ

データ形式：shiftJIS.csv

ファイル名：suidou.csv

データ抽出項目及びファイル定義は以下のとおり。

項目名	属性	最大桁数	備考	コード提供
お客さま番号	X	7		
住所コード	X	7		○
方書	N	20		
水栓所在地	N	30		
所有者氏名	N	30		
所有者氏名カナ	X	30		
所有者住所	N	30		
上下水区分	X	1		○
検針区	9	10		
メーター口径	9	3		
メーター番号	X	9		
メーター状態	X	1		○
開栓日	9	8	西暦年月日	
閉開栓情報区分	X	15		○
メーター設置年月日	9	8	西暦年月日 ex.20140401	
メーター有効期限	9	6	※検定満期年月 西暦年月 ex.201404	
メーター撤去日	9	8	西暦年月日	
メーター休廃止日	9	8	西暦年月日	
工事店	9	3		○
配水系統	9	2		○
受水槽有無	X	1		○
集合世帯数	9	3		
使用者氏名	N	30		
使用者氏名カナ	X	30		
使用者住所	N	30		
使用者郵便番号	X	10	ハイフン編集あり	
使用者電話番号	X	13	ハイフン編集あり	
検針順路本番	9	4		
検針順路枝番	9	2		
最新検針日	9	8	西暦年月日	
最新使用水量	9	7	最新の使用水量	
使用水量履歴1	9	7	1回目使用量	
使用水量履歴2	9	7	2回目使用量	
使用水量履歴3	9	7	3回目使用量	
使用水量履歴4	9	7	4回目使用量	
使用水量履歴5	9	7	5回目使用量	
使用水量履歴6	9	7	6回目使用量	

※属性 9:数字項目, X:文字項目, N:日本語項目

※外字データは水道料金システム登録コードで抽出

例) 4月検針分が給水停止となるまでのスケジュール

